

昭和二十五年政令第百五十一号

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令

(沿岸漁場整備開拓於設)

第一条 農林水產業施設災

の暫定措置に関する法律（以下「法」という。）
第二条第三項第一号の政令で定める沿岸漁場整備開発施設は、護岸、堤防、突堤、導流堤及び水路（しゆんせつによるものを除く。）並びに水産動植物の定着のための捨石工その他の施設で農林水産大臣の定める基準に適合するものとする。

第一条の二 法第二条第四項の政令で定める法人
(共同利用施設の所有者)

二　農業、林業又は水産業の振興を主たる目的とする一般社団法人又は一般財團法人であつて、次に掲げる者が、一般社団法人にあつては総社員の議決権の過半数を保有し、一般財團法人にあつては基本財産の額の過半を拠出しているもの

イ　農業の振興を主たる目的とする法人にあつては、農事組合法人である。

（共同利用施設の種類）

第一条の三 法第二条第四項の所有者の区分ごとに
　　三 地方公共団体

　　口 林業の振興を主たる目的とする法人については、林業を営む者、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会又は地方公共団体

　　ハ 水産業の振興を主たる目的とする法人については、水産業を営む者、水産業協同組合又は地方公共団体

に政令で定める施設は、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、水産業協同組合並びに前条第一号及び第二号に掲げる者の所有に係るものにあつ

では農林水産物（その加工品を含む。）倉庫、農林水産業用生産資材倉庫、農林水産物処理加工施設、農林水産業用生産資材（堆肥その他の自給の資材に限る。）製造施設、共同作業場、産地（水揚地を含む。）市場施設、種苗生産施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、養殖施設、農林水産業用機具（漁船を含む。）修理施設、通信施設、電気供給施設、製氷冷凍冷蔵施設（貯水施設を含む。）、給水施設、給油施設、林産物搬送施設、家畜診療施設、公害防止施設（農林水産物の生産又は処理加工に伴つて生ずる公害の防止のために必要なものに限る。以下この条において同じ。）及び鳥獸侵入防止施設とし、前条第三号に掲げる者の所有に係るものにあつては種苗生産施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、公害防止施設及び鳥獸侵入防止施設とする。

（災害復旧事業計画概要書等の提出）

第一条の四 法第三条の規定による補助を受けようとする都道府県は、農林水産省令で定める手続に従い、同条第一項第一号の経費の補助を受ければようとする場合には災害復旧事業計画概要書、同項第二号の経費の補助を受けようとする場合には災害復旧事業補助計画概要書を農林水産大臣に提出しなければならない。

（国が補助する経費の範囲）

第二条 法第三条第一項第一号の規定により国が補助する災害復旧事業の事業費は、当該災害復旧事業の工事のため直接必要な本工事費、附帯工事費、用地費、補償費及び機械器具費の合計額（以下「工事費」という。）とし、同項第二号の規定により国が補助する経費は、災害復旧事業の工事費の補助に要する経費とする。

前項に規定する工事費には、農林水産大臣が特別の事情があると認める応急工事費、応急工事に使用した材料で復旧工事に使用できるものに要した費用及び仮締切、瀬替その他復旧工事に必要な仮設工事に要する費用を含むものとする。（災害復旧事業費の決定等）

では農林水産物（その加工品を含む。）倉庫、農林水産業用生産資材倉庫、農林水産物処理加工施設、農林水産業用生産資材（堆肥その他の自給的資材に限る。）製造施設、共同作業場、產地（水揚地を含む。）市場施設、種苗生産施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、養殖施設、農林水産業用機具（漁船を含む。）修理施設、通信施設、電気供給施設、製氷冷凍冷蔵施設（貯氷施設を含む。）、給水施設、給油施設、林産物搬送施設、家畜診療施設、公害防止施設（農林水産物の生産又は処理加工に伴つて生ずる公害の防止のために必要なものに限る。以下この条において同じ。）及び鳥獣侵入防止施設とし、前条第三号に掲げる者の所有に係るものにあつては種苗生産施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、公害防止施設及び鳥獣侵入防止施設とする。

うとする都道府県は、農林水産省令で定める手続に従い、同条第一項第一号の経費の補助を受けようとする場合には災害復旧事業計画概要書、同項第二号の経費の補助を受けようとする場合には災害復旧事業補助計画概要書を農林大臣に提出しなければならない。
(国が補助する経費の範囲)

第二条 法第三条第一項第一号の規定により国が補助する災害復旧事業の事業費は、当該災害復旧事業の工事のため直接必要な工事費、附帯工事費、用地費、補償費及び機械器具費の合計額（以下「工事費」という。）とし、同項第二号の規定により国が補助する経費は、災害復旧事業の工事費の補助に要する経費とする。
前項に規定する工事費には、農林水産大臣が

特別の事情があると認める応急工事費、応急工事に使用した材料で復旧工事に使用できるものに要した費用及び仮締切、瀬替その他復旧工事に必要な仮設工事に要する費用を含むものとする。

第三条 月次に於ける第一回の規定に、
り災害復旧事業計画概要書又は災害復旧事業補
助計画概要書を受理したときは、その定める基

前項の規定により通知を受けた都道府県は、
直ちに同項の規定による規制を実施する
旨に従て審査を行い、当該災害復旧事業の事
業費を決定し、その結果を都道府県に通知す
る。

事業補助計画概要書の変更（農林水産省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ農林水産大臣に協議し、その同意を得なければならない。

第一項の規定により通知を受けた都道府県は、当該災害復旧事業を中止し、又は廃止したときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を農林水産大臣に報告しなければならない。

(補助率増高の申請)
第四条 法第三条第三項の規定による補助の比率により同条第一項第一号の経費につき同項の規定による補助を受けようとする都道府県は、第一条の四の規定により災害復旧事業計画概要書を提出するほか、農林水産省令で定める手続に従い、補助率増高申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

2 前項の規定は、法第三条第三項各号の区分によつてする同条第一項第二号の補助の経費につき、同項の規定による補助を受けようとする都道府県について準用する。この場合において、前項の規定中「災害復旧事業計画概要書」とあらわるのは、「災害復旧事業補助計画概要書」と読み替えるものとする。

3 農林水産大臣は、第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定により提出された補助率増高申請書の審査の結果に基き、法第三条第四項の地域の指定を行う。

（高率補助の適用範囲）

第五条 法第三条第三項各号列記以外の部分の政令で定める額は、次のとおりとする。

一 農地及び農業用施設に係るもの

市町村ごとに、その区域内にある農地又はその区域内にある農地が受益する農業用施設について、その年に発生した災害に係る災害復旧事業の事業費の総額が、その区域内にある農地につき耕作の事業を行う者であつて当該災害を受けたものの総数を八万円に乗じた額を超える場合において、その超える部分の額を当該農地と農業用施設との災害復旧事業の事業費の額に応じてあん分した額

二 林道に係るもの

市町村ごとに、その区域内にある奥地幹線林道又はその他の林道について、その年に発生した災害に係る災害復旧事業の事業費の総額が、当該

災害復旧事業に係る林道の総延長のメートル数を千円に乗じた額を超える場合において、その超える部分の額を当該奥地幹線林道とその他の林道との災害復旧事業の事業費の額に応じてあん分した額

2 限る。)の属する世帯数を乗じて算出した額の三倍に相当する額を超える場合において、その超える部分の額

地又はその区域内にある農地が受益する農業用施設について、その年に発生した災害に係る災害復旧事業の事業費の総額が、その区域内にある農地につき耕作の事業を行う者であつて当該災害を受けたものの総数を十五万円に乘じた額をこえる場合において、そのこえる部分の額を当該農地と農業用施設との災害復旧事業の事業

3 費の額に応じてあん分した額とする。
法第三条第三項第三号イ及びロの政令で定める額は、市町村ごとに、その区域内にある奥地幹線林道又はその他の林道について、その年に発生した災害に係る災害復旧事業の事業費の総額が、当該災害復旧事業に係る林道の総延長のメートル数を千二百円に乗じた額をこえる場合これら、そつにその都さの額と当該地は全額

4
林道との他の林道との災害復旧事業の事業費の額に応じてあん分した額とする。
法第三条第三項第四号の政令で定める額は、
市町村ごとに、その区域内又は地先にある漁業
用施設について、その年に発生した災害に係る
災害復旧事業の事業費の総額が、当該市町村の

その年の四月一日の属する会計年度における標準税収入を当該市町村の世帯数で除した額にそ

の区域内に住所を有する漁業を営み又はこれに従事する者（水産業協同組合の組合員である者に限る。）の属する世帯数を乗じた額の六倍に相当する額を超える場合において、その超える
